

協議第 1 2 号

新市の名称について

新市の名称について別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会 長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	新市の名称について（名称の決定方法）	関係項目	
調 整 の 内 容	新市の名称は、公募を行った上で小委員会において絞り込み、協議会で決定する。		
任意協議会の調整素案	新市の名称については、法定協議会の中で公募を含めて検討し、決定する。		

説 明 資 料

町名の由来

鷹 巣 町	合 川 町	森 吉 町	阿 仁 町
<p>地名は白鷹伝説に由来している。昔、仲のよい鷹の夫婦が暮らしていたが、ある冬、夫はどこからともなくやって来た荒鷲に噛み殺された。雌の鷹は嘆き悲しんだが、次の年、真っ白な羽根の子供を産んだ。この珍しい白鷹は、大切に育てられ立派に成長し、ある日突然大空に飛び立ち、父鷹を噛み殺した荒鷲を捕まえて舞い降りてきた。</p> <p>親の仇討ちをした白鷹のことは人口に膾炙し、時の政府にも伝わり、この鷹の住む土地を「鷹巣」と命名したといわれている。</p>	<p>昭和30年の合併の際、町の中央部で阿仁川と小阿仁川が合流していることから、旧4村の歴史を踏まえて新しい町づくりのために総意を結集しようとの意を象徴する町名として、公募で決められた。</p>	<p>昭和31年の合併の際、新町内にあ る秀峰「森吉山」にちなんで、当時の秋田県知事が命名した。</p>	<p>アイヌ語で、居住する谷や立木を意味する「アニ」を起源とする説と蝦夷語で、立木を意味する「アンニ」を起源とする説がある。</p> <p>阿仁の古名は榎淵（すぎぶち）で蝦夷語の「シリベツ」から出ており、「川の流れ」を意味する。阿仁川の上流が阿仁で、下流が榎淵である。</p>

1 県内の合併協議会の状況

	仁賀保	本 荘	千 畑	大 曲	田沢湖
公募の有無	公募	公募	公募	公募	公募
現町名の使用	可	可	可	不可、ただし組み合わせや一部使用は可	現町名は候補に加えることとし、それ以外を公募
決定方法	協議会委員が各3点選考 協議会委員が各1点選考 協議会で上位2点で投票	協議会委員が各2点選考 協議会で10点に絞り込み 協議会で最終決定	協議会委員が各3点選考 協議会で5点に絞り込み 協議会で最終決定	審査会で12点に絞り込み 市町村長会議で5点に絞り込み 協議会で最終決定	未定
小委員会等の構成	-	-	-	協議会委員以外の者各1名	未定
募集対象の制限	小学生以上	管内に住民登録、外国人登録をしている者	なし	管内に住所を有する者	未定
新市の名称	にかほ市	由利本荘市	美郷町	大仙市	未定

仁賀保：仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会

本 荘：本荘由利一市七町合併協議会

千 畑：千畑町・六郷町・仙南村合併協議会

大 曲：大曲仙北合併協議会

田沢湖：田沢湖・角館・西木合併協議会

説明資料

内 容

	湯 沢	天 王	横 手	五城目
公募の有無	公募	公募	公募	公募
現町名の使用	可	不可	現町名は最終候補に加えることとし、それ以外を公募	不可、ただし一部使用は可
決定方法	選考委員会で10点程度に絞り込み 協議会で最終決定	小委員会で10点に絞り込み 協議会で最終決定	応募名称に現町名を加えたものの中から小委員会で10点に絞り込み 協議会で最終決定	審査会で12点に絞り込み 市町村長会議で5点に絞り込み 協議会で最終決定
小委員会等の構成	協議会の総務部会委員の中から各3名	協議会委員以外の者各3名	協議会委員各1名、市町村長が協議して定めた者1名	協議会委員各1名、それ以外の者各1名
募集対象の制限	小学生以上	小学生以上、3町の居住者または出身者	小学生以上	小学生以上
新市の名称	湯沢市	未定	未定	未定

湯 沢：湯沢雄勝合併協議会

天 王：天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

横 手：横手平鹿合併協議会

五城目：五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会

2 全国の名称決定事例

あきる野市

合併協議最大の難問であった。旧秋川市の委員から、秋川の名前を捨てるから、五日市町も五日市の名称にこだわらずに話し合いを進めようという提案がなされたが、五日市側はあくまで五日市の名称にこだわる姿勢があったため、なかなか決まらない状況であった。

そこで、小委員会において住民アンケート、東京都知事一任などの案が提案されたが、合併協議会で決めないと住民の理解が得られないということから、結局意見の一致をみずに小委員会は解散。最終的には両首長の協議により地域の歴史的名称の由来から「あきる野市」が選ばれた。

篠山市

任意協議会で新市町村の名称を「篠山」を入れたものとする事は決定していたが、具体的な名称決定では紛糾。住民からアイデアを募集し、小委員会で調整したが意見の一致をみず、町長会において、定着度・歴史・知名度・住民公募の結果・一体感醸成の観点から最終的に決定した。

西東京市

住民公募の後、小委員会を設置した上で10点まで絞り込み、協議会において最終的な候補を決定することとされた。応募は市内在住者に限定することなく、応募葉書、電子メール、FAX等により幅広く参加を呼びかけた。その結果、8,700件、3,000種類に及ぶ応募があった。

選定は困難を極めたが、地理的イメージ、地域的特徴、歴史・文化、市民の理想表現、合併記念、その他の分類で絞り込みを行った。その上で市民意向調査により市民の投票数の最も多かった「西東京市」を新市名として決定した。

あさぎり町

一般公募の後、小委員会を設置した上で5点まで絞り込み、協議会において最終的な候補を決定することとされた。応募は町村内在住者に限定することなく、応募葉書、電子メール、FAX等により幅広く参加を呼びかけた。その結果、3,981件に及ぶ応募があった。

応募の中から「新町名候補選定小委員会」で5点に絞り、協議会に提出し審議したところ、全員一致で「あさぎり町」を新町名として決定した。

3 新設合併おける名称の例（昭和60年度以降）

(1) 関係する1市町村の名称を新市町村の名称とした例

都道府県名	新市町村名	合併年月日	合併関係市町村名
岩手県	北上市	H 3. 4. 1	北上市、和賀町、江釣子村
兵庫県	篠山市	H11. 4. 1	篠山町、西紀町、丹南町、今田町
山梨県	南部町	H15. 3. 1	南部町、富沢町
静岡県	静岡市	H15. 4. 1	静岡市、清水市
福岡県	宗像市	H15. 4. 1	宗像市、玄海町
三重県	いなべ市	H15.12. 1	北勢町、員弁町、大安町、藤原町
岐阜県	本巣市	H16. 2. 1	本巣町、真正町、糸貫町、根尾村

いなべ市の合併関係市町村の「員弁町」の読みが「いなべ」である。

(2) 新しい名称とした例

都道府県名	新市町村名	合併年月日	合併関係市町村名
茨城県	つくば市	S62.11.30	大穂町、谷田部町、豊里町、櫻村
茨城県	ひたちなか市	H 6.11. 1	勝田市、那珂湊市
東京都	あきる野市	H 7. 9. 1	秋川市、五日市町
東京都	西東京市	H13. 1.21	田無市、保谷市
埼玉県	さいたま市	H13. 5. 1	浦和市、大宮市、与野市
香川県	さぬき市	H14. 4. 1	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町

説明資料

内 容

都道府県名	新市町村名	合併年月日	合併関係市町村名
埼玉県	さいたま市	H13. 5. 1	浦和市、大宮市、与野市
香川県	さぬき市	H14. 4. 1	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町
沖縄県	久米島町	H14. 4. 1	仲里村、具志川村
群馬県	神流町	H15. 4. 1	万場町、中里村
山梨県	南アルプス市	H15. 4. 1	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町
岐阜県	山県市	H15. 4. 1	高富町、伊自良村、美山町
広島県	大崎上島町	H15. 4. 1	大崎町、東野町、木江町
香川県	東かがわ市	H15. 4. 1	白鳥町、大内町
熊本県	あさぎり町	H15. 4. 1	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村
宮城県	加美町	H15. 4. 1	中新田町、小野田町、宮崎町
山口県	周南市	H15. 4.21	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町
岐阜県	瑞穂市	H15. 5. 1	穂積町、巢南町
長野県	千曲市	H15. 9. 1	更埴市、上山田町、戸倉町
山梨県	富士河口湖町	H15.11.15	河口湖町、勝山村、足和田村
岐阜県	飛騨市	H16. 2. 1	古川町、河合村、宮川村、神岡町

4 名称についての制限

(1) 使用する文字

漢 字： 現在、多数の市町村で使用しており、漢字の使用範囲についても制限はありませんが、市の町名変更の際はなるべく当用漢字（現在は常用漢字が告示されている。）を用いることとされていることから常用漢字を使うことが適当と思われます。

平仮名： 最近増えています。（さいたま市、さぬき市 等）

片仮名： 最近増えています。（マキノ町、南アルプス町 等）

記号： 読み方が特定できないことから不適當です。

算用数字： 読み方が特定できないことから不適當です。

ローマ字： 明確に使用を禁止した規定や指導等はありませんが、日本語ではないことから実例はありません。

(2) 既存の市と同一の名称

既存の市と同一の名称とすることは可能であるが、事務次官通達で既存の市と同一とならないように配慮することという助言があります。

地方自治法の一部を改正する法律の施行について

（昭和45年3月12日付け自治振第32号各都道府県知事あて自治事務次官通知）

1～3（略）

4 市の設置若しくは町を市とする処分を行う場合において、当該処分により新たに市となる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり、または類似することとならないよう十分配慮すること。